

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第68号）

1 異議申立ての対象となった請求対象文書（諮問案件第110号）

平成19年度教員採用候補者選考試験に関する次の情報を記載した文書

(1) 筆記試験の得点分布に関する情報及び教員採用候補者の最高点、最低点

(2) 校長による具申制度に関する情報

(3) 「選考の基本的な考え方」にある「総合的な視点に立って判定を行う」ための基準及び合否判定基準に関する情報

2 担当課（所） 教育委員会教職員課

3 審査請求等の経緯

(1) H19. 3. 9 公開請求

(4) H19. 6. 27 諒問

(2) H19. 3. 22 不存在決定

(5) H21. 9. 7 答申

(3) H19. 5. 18 異議申立て

4 諒問に係る審査会の判断結果

不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
条例第11条 第2項 (不存在)	<p>1 筆記試験の得点分布に関する情報及び教員採用候補者の最高点、最低点について 実施機関は、筆記試験の得点記録を電磁的記録として保有しているが、異議申立人が請求している得点分布の作成や最高点等を抽出した資料は、選考に必要がないので作成していないとしている。 一方、異議申立人は、現に存在する電磁的記録から情報提供できるはずと主張して るが、石川県情報公開条例第2条第2項では、情報公開の対象となる公文書は「実施 機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該 実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」と 定義されており、実施機関に対し新たに公文書の作成又は加工する義務を課していな いので、異議申立人の主張は認められない。</p> <p>2 校長による具申制度に関する情報について 実施機関は、校長による具申制度を実施していない理由として、受験者の職歴に応 じて推薦状等を提出させた場合、同じ基準で評価ができないなど公平公正な評価とな り得ないためと説明しており、この説明に特段不合理な点は認められない。 一方、具申制度が存在するとの異議申立人の主張は、いずれも伝聞等によるもので、 具体性を欠いているといわざるを得ない。</p> <p>3 「総合的な視点に立って判定を行う」ための基準及び合否判定基準に関する情報に ついて 実施機関は、各種試験点数を総合化した評価項目Iと点数化に馴染まない評価項目 IIの結果を合わせた総合得点等は存在せず、したがって合算するための基準も存在し ないと説明している。また、合否判定は、受験者個々の特性を見極め、教師としての</p>

該当条項	審査会の判断要旨
	<p>資質をバランスよく有している者を選考するため、機械的に適用できるような合否判定基準を設けず、教育長の他、教育次長及び教職員課長等複数の職員で行っていると説明している。</p> <p>さらに、実施機関は、平成19年度教員採用候補者選考試験では、受験区分や専門教科等により分けられた21グループの中でそれぞれに必要数を選考したものであるとし、具体的な選考の手順を、次のとおり述べている。</p> <p>ア 評価項目Ⅰの合計点が一定の点数を上回る受験者について、試験結果一覧表、選考資料評価Ⅱ、志願書及び面接票を審査し、「合格」「再審査」「不合格」のいずれかの判定を行う。</p> <p>イ 次に、点数の水準を引き下げ、評価項目Ⅰの合計点が新たにこの点数を上回る受験者及び「再審査」となった受験者について、審査を行い、「合格」「再審査」「不合格」のいずれかの判定を行う。</p> <p>ウ 以下、「合格」の数が採用候補者数に至るまでイの手順を繰り返す。</p> <p>エ 「合格」とならなかった受験者を再度確認し、候補となる受験者がいないか確認する。</p> <p>オ 採用候補者を決定する。</p> <p>これは、異議申立人が求めている「実際に最終的にどのような手順でどんな基準で合否判定を行っているか」に応えるものとなっており、それによると、機械的に適用できるような合否判定基準は存在しないとの実施機関の主張は不合理とはいえない。</p>

5 審議経緯 審査回数 6回

(別 紙)
答申第68号

答 申 書

平成21年9月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成19年3月9日に平成19年度教員採用候補者選考試験に関して、次の公文書（以下「本件請求文書」という。）の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

- (1) 筆記試験 総合教養の採点基準（模範解答、配点を含む）
(以下「本件請求文書1」という。)
- (2) 筆記試験 教科専門の採点基準（模範解答、配点を含む）
(以下「本件請求文書2」という。)
- (3) 筆記試験 総合教養の得点分布に関する情報（教員採用候補者の最高点、最低点を含む）(以下「本件請求文書3」という。)
- (4) 筆記試験 教科専門の得点分布に関する情報（教員採用候補者の最高点、最低点を含む）(以下「本件請求文書4」という。)
- (5) 実技試験 各実技内容についての評価基準と評価区分
(以下「本件請求文書5」という。)
- (6) 面接試験 模擬授業の評価基準と評価区分（以下「本件請求文書6」という。）
- (7) 面接試験 個人面接の内容・運営・評価基準、評価区分
(以下「本件請求文書7」という。)
- (8) 面接官の「質問事項マニュアル（具体例、禁止事項を含む）」、「評価記入用紙」
(以下「本件請求文書8」という。)
- (9) 校長による具申制度に関する情報（以下「本件請求文書9」という。）
- (10) (選考の基本的な考え方にある)「総合的な視点に立って判定を行う」ための基準に関する情報、合否判定基準に関する情報（以下「本件請求文書10」という。）

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求文書1、本件請求文書2及び本件請求文書5ないし8については、平成19年3月22日に、対応する公文書を特定し公開決定（以下「本件処分1」という。）を行って通知するとともに、本件請求文書3、本件請求文書4、本件請求文書9及び本件請求文書10については、公文書不存在決定（以下「本件処分2」という。）を行い、公文書を保有していない理由を次のとおり付して、同日付けて異議申立人に通知した。

（公文書を保有していない理由）

作成していない。

3 異議申立て

異議申立人は、平成19年5月18日に、本件処分2を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 質問

実施機関は、平成19年6月27日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分2の取消しに係る異議申立てにつき、質問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分2の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張している要旨は、異議申立書、意見書及び当審査会における意見陳述から総合すると、おおむね次のとおりである。

（1）筆記試験の得点分布に関する情報及び教員採用候補者の最高点、最低点について

実施機関は、「本県が求める教師像に示した教師としての資質をバランスよく有している者を選考している」としているが、「バランスよい資質」を見るためには、個々の試験結果をデータ処理したものや、「バランスよい資質」の範囲を示す基準が当然必要となるはずであり、本件請求文書3及び本件請求文書4、すなわち「筆記試験の得点分布に関する情報」は不存在であるはずがない。

なお、条例第2条第2項の公文書の定義では、「実施機関が…取得した…電磁的記録」も対象となっており、存在しないものについて新たに作成を求めているものではなく、存在している電磁的記録から情報提供を求めているものである。

（2）校長による具申制度に関する情報について

校長による具申については、採用選考試験の要項等に記載されていないが、選考過程のある段階で行われているとの話を複数聞いており、本件請求文書9は存在するはずである。

（3）「総合的な視点に立って判定を行う」ための基準及び合否判定基準に関する情報について

実施機関は、「総合的な視点に立って判定を行う」としているが、点数化に馴染まない「評価項目Ⅱ」が、点数化された「評価項目Ⅰ」にどう絡むかの基準や具体的な考え方がないはずがない。もし、何の基準もないしたら、1,500人の受験者を選考する過程で混乱が生じることは必至である。

実施機関の「理由説明書」では、「選考試験」であるから「合否の判定については、教育長の判断に委ねられており、受験者個々の特性を見極め、『本県が求める教師像』に示した教師としての資質をバランスよく有している者を採用する」としているが、最終段階で教育長の独断で選考していることはありえず、実際に最終的にどのような手順で、

どんな基準で合否判定を行っているかの資料、すなわち本件請求文書10が不存在であるとは考えられない。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が主張している要旨は、理由説明書及び当審査会における意見陳述を総合すると、おおむね次のとおりである。

(1) 筆記試験の得点分布に関する情報及び教員採用候補者の最高点、最低点について

教員には、教育者としての使命感や人格、人間の成長についての深い理解、児童生徒に対する教育的愛情、教科などに関する専門的知識、広く豊かな教養、そしてこれらを基盤とする実践的な指導力を求めている。

そのため、採用選考試験では、適性検査及び各種試験にスポーツ・文化活動歴、ボランティア活動歴、免許・特技・資格等を加えて総合的に評価を行い、真に本県教員としてふさわしい人材を選考しているところである。

平成19年度教員採用候補者の選考にあたっては、平成19年度教員採用候補者選考基準に基づき、評価項目Iとして、総合教養試験結果、教科専門試験結果、個人面接試験結果、模擬授業試験結果及び実技試験結果を評価し、評価項目IIとして、個人面接試験評価所見、模擬授業試験評価所見、適性検査結果、水泳実技試験結果、スポーツ・文化活動歴等、ボランティア活動歴、免許・特技・資格等及び社会体験等を評価した。

評価項目Iについては、別に定める平成19年度教員採用候補者選考試験教科別配点表（以下「配点表」という。）に基づいて評価の合計点を算出している。

筆記試験の総合教養及び教科専門は、いずれも100点満点であるが、その結果は配点表に示した割合を乗じた点数に換算され、評価項目Iの合計点の一部となっている。

したがって、評価項目Iの「総合教養」「教科専門」の得点をデータ処理した分布表は、選考に必要なない資料であり、ましてや教員採用候補者となった者の最高点や最低点は、全く無意味なものである。

そもそも教員の採用は、一般的な採用が競争試験によることを原則としているのとは異なり、「選考」によるものとされ、かつ、その選考は、任命権者である教育委員会の教育長が行うものと、教育公務員特例法第11条に規定されている。したがって、選考のための基本資料は、教育長が選考を行うにあたり、教員として真にふさわしい人材を選考するために使用する資料であり、競争試験をはじめとする一般的な試験のように、受験者を順位付けしたり、受験者個々の成績を明らかにしたりするためのものとは、性格を異にするものである。

筆記試験の得点記録については、コンピュータの表計算ソフトで保存しているが、選考に必要なない得点分布の作成や最高点及び最低点の抽出は行っていない。

(2) 校長による具申制度に関する情報について

本県では、選考試験において、受験前の経験に応じて特別の書類の提出を求めていないが、それは、推薦状や勤務成績等の提出を求めた場合、これらが同じ基準では評価されないことや大学新卒者にとって不利となることなど、公正公平な評価となり得ないからである。したがって「校長による具申制度」は行っていない。

(3)「総合的な視点に立って判定を行う」ための基準及び合否判定基準に関する情報について

本県における教員採用については、筆記試験、面接試験等に、適性検査、スポーツ・文化活動歴、ボランティア活動歴、及び免許・特技・資格等を加えて、総合的な評価に基づき選考を実施することとしている。

選考にあたっては、評価項目Ⅰの試験点数を配点表により換算した点数とその合計点を記した「選考資料評価Ⅰ」と点数化に馴染まない面接試験所見等の評価項目Ⅱの内容を記した「選考資料評価Ⅱ」の2種類を作成している。したがって、評価項目Ⅰの合計点に評価項目Ⅱの結果を合わせた総合得点等は存在せず当然、合算するための基準も存在しない。

また、合否の判定については、教育長の判断に委ねられているところであり、受験者個々の特性を見極め、「本県が求める教師像」に示した教師としての資質を、バランスよく有している者を選考している。点数化した評価項目Ⅰの得点のみを順に並べて上位から採用するなどの機械的に適用できるような合否判定基準は存在しない。

具体的には、教職員課長が、評価項目Ⅰ及び評価項目Ⅱを記載した基本資料を作成し、それを基に、教育長が、教育次長（総括、学校教育担当）、教職員課長等複数での検討を経て採用候補者を決定する。

平成19年度教員採用候補者選考試験においては、受験区分や専門教科等により分けられた21グループの中でそれぞれに必要数を選考したもので、その手順は、次のとおりである。

ア 評価項目Ⅰの合計点が一定の点数を上回る受験者について、試験結果一覧表、選考資料評価Ⅱ、志願書及び面接票を審査し、「合格」「再審査」「不合格」のいずれかの判定を行う。

イ 次に、点数の水準を引き下げ、評価項目Ⅰの合計点が新たにこの点数を上回る受験者及び「再審査」となった受験者について、審査を行い、「合格」「再審査」「不合格」のいずれかの判定を行う。

ウ 以下、「合格」の数が採用候補者数に至るまでイの手順を繰り返す。

エ 「合格」とならなかった受験者を再度確認し、候補となる受験者がいないか確認する。

オ 採用候補者を決定する。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件請求文書の性格等について

平成19年度教員採用候補者選考試験に係る次の公文書である。

- (1) 総合教養試験及び教科専門試験の得点分布並びに教員採用候補者の最高点及び最低点
- (2) 校長による具申制度
- (3) 教員採用候補者選考基準の「選考の基本的な考え方」に記載された「総合的な視点に立って判定を行う」ための基準及び合否判定基準

3 本件請求文書の不存在について

- (1) 筆記試験の得点分布に関する情報及び教員採用候補者の最高点、最低点について
実施機関は、筆記試験の得点記録を電磁的記録として保有しているが、異議申立人が請求している得点分布の作成や最高点等を抽出した資料は、選考に必要がないので作成していないとしている。

一方、異議申立人は、現に存在する電磁的記録から情報提供できるはずと主張しているが、条例第2条第2項では、情報公開の対象となる公文書は「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」と定義されており、実施機関に対し新たに公文書の作成又は加工する義務を課していないので、異議申立人の主張は認められない。

- (2) 校長による具申制度に関する情報について

実施機関は、校長による具申制度を実施していない理由として、受験者の職歴に応じて推薦状等を提出させた場合、同じ基準で評価ができないなど公平公正な評価となり得ないためと説明しており、この説明に特段不合理な点は認められない。

一方、具申制度が存在するとの異議申立人の主張は、いずれも伝聞等によるもので、具体性を欠いているといわざるを得ない。

- (3) 「総合的な視点に立って判定を行う」ための基準及び合否判定基準に関する情報について

実施機関は、各種試験点数を総合化した評価項目Ⅰと点数化に馴染まない評価項目Ⅱの結果を合わせた総合得点等は存在せず、したがって合算するための基準も存在しないと説明している。また、合否判定は、受験者個々の特性を見極め、教師としての資質をバランスよく有している者を選考するため、機械的に適用できるような合否判定基準を設けず、教育長の他、教育次長及び教職員課長等複数の職員で行っていると説明している。

さらに、実施機関は、当審査会での意見陳述において、合否判定に係る具体的な選考手順を第4の(3)のとおり述べている。これは、異議申立人が求めている「実際に最終的にどのような手順でどんな基準で合否判定を行っているか」に応えるものとなっており、それによると、機械的に適用できるような合否判定基準は存在しないとの実施機関の主張は不合理とはいえない。

以上のことから、本件処分2における不存在決定は相当である。

4 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審　查　会　の　処　理　経　過

年　月　日	処　理　内　容
平成 19 年 6 月 27 日	○ 質問を受けた。(質問案件第 110 号)
平成 19 年 7 月 26 日	○ 実施機関(教育委員会教職員課)から理由説明書を受理した。
平成 19 年 8 月 28 日	○ 異議申立人から意見書を受理した。
平成 21 年 4 月 24 日 (第 174 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
平成 21 年 5 月 22 日 (第 175 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
平成 21 年 6 月 26 日 (第 177 回審査会)	○ 異議申立人から意見聴取を行った。 ○ 実施機関職員から意見聴取を行った。
平成 21 年 7 月 17 日 (第 178 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
平成 21 年 7 月 31 日 (第 179 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
平成 21 年 8 月 12 日 (第 180 回審査会)	○ 事案の審議を行った。